

令和7年4月9日

保護者のみなさまへ

愛西市教育委員会
愛西市立佐屋中学校

個別の教育支援計画の取扱いについて（お願い）

保護者のみなさまには、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、平成30年8月に施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、愛西市の小中学校においても、個別の教育支援計画（以下、支援計画）の整備を進めております。

支援計画は、幼児児童生徒一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で一貫した的確な支援を行うとともに、学校と保護者が必要な情報共有を図るためのものです。下記の内容をご確認いただき、支援計画の作成及び引継ぎについてご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

<支援計画の取り扱いについて>

1. 「特別支援学級の児童生徒」及び「通級による指導が行われている児童生徒」については、校長の管理のもと、学校が支援計画を作成します。
2. 支援計画は、通常、学校で適切に保存・管理します。保護者が医療や福祉等の関係機関とお子さまの支援に関する必要な情報の共有を図るときなどは、保護者へお渡しします。
3. お子さまが学校を卒業・転校した後、在籍していた学校において、当該学校在籍時に作成された支援計画の写しを5年間保存します。
4. 支援計画は、保護者の同意を得て、作成したり、修正したり、進学・転学先の学校へ引き継いだりします。保護者の記名欄がありますので、確認されましたら、その都度記名をお願いします。

<支援計画の作成について>

1. 作成にあたっては、保護者と十分に相談し、支援に関するお子さまや保護者の意向、将来の希望、現在の障害の状態やこれまでの経過、関係機関等における支援の状況等を詳細かつ正確に把握しながら作成していきます。
2. 学校と保護者や関係機関等とが一層連携を深め、切れ目ない支援を行うため、お子さまや保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等とお子さまの支援に関する必要な情報の共有を図っていきます。

<本件に関する問合せ>

特別支援教育コーディネーター 岡村 尚也

TEL 0567-28-3388